	調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。

（建政部の所掌事務の特例）

第四条　（略）

期限	事務
令和四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
令和五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

2　（略）

（震災対策調整官の設置期間の特例）

第十五条　第三十二条の震災対策調整官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち六人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

	調査及び調整に関する事務のうち、国土交通省の所掌に係る公共事業及びこれに関連する公共事業間の調整に関すること。

（建政部の所掌事務の特例）

第四条　（略）

期限	事務
平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
平成三十五年三月三十一日	離島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
平成三十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）
	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務（企画部の所掌に属するものを除く。）

2　（略）

（震災対策調整官の設置期間の特例）

第十五条　第三十二条の震災対策調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三人は、平成三十二年三月三十一日までのとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち六人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。